

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 9月 14日

案件名	幼稚園における一時預かり事業の推進について									
所管	こども・若者未来	局	区	部	こども・若者政策 保育	課	担当者	内線		
概要	<p>就学前児童数は減少しているものの、女性の就労増加などを要因に本市の保育所申込者数は年々増加しており、更なる保育所申込者に対応するためには、現状の施策のみでは保育需要増加への対応が困難な状況である。</p> <p>そのため、幼稚園における2歳児の一時預かりや、3～5歳児の一時預かり事業に対する補助制度の拡充など、幼稚園における一時預かり事業を推進し、待機児童や保留児童の解消に向けた更なる取組を実施する。</p>									
審議内容 (論点)	<p>幼稚園における保育を必要とする2歳児の一時預かり事業の推進について</p> <p>幼稚園における一時預かり事業(3～5歳児)に対する補助制度の拡充について</p>									
実施計画の 位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策4 子育て環境の充実 保育所待機児童対策推進事業							
審議日	関係課長会議	平成30年	8月	29日	政策調整会議	年	月	日		
	局・区経営会議	平成30年	10月	1日	政策会議	年	月	日		
日程等 調整事項	条例等の調整	要綱 制定あり	議会上程時期			報道への情報提供			なし	
	パブリックコメント	なし	時期	議会への情報提供			なし			
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局との 調整		関係部局名等		調整項目			調整状況		
	打合せ・会議の経過									
		月日	会議名等			内容				
	H30.8.20	関係課長打合せ会議			制度の確認、実施体制及びスケジュールについて					
	H30.8.29	関係課長会議			幼稚園における一時預かり事業の推進について					
	H30.9.12	事務事業調整会議			幼稚園における一時預かり事業の推進について					
備考										
関係課長会議 の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。			(局経営会議)				
関係課長会議 の出席課・ 機関等	企画政策課(代) 南子育て支援センター		財務課(代) こども・若者政策課		緑子育て支援センター 保育課			中央子育て支援センター(代)		
これまでの 庁議での 主な意見	<p>〔関係課長会議〕 窓口となる各子育て支援センター、保健福祉課の事務量はどの程度を想定しているのか。 支給認定事務や市民案内のため幼稚園の空き状況の把握事務は必要になる。年度限定保育事業と併せて1センターあたり12名分程度の事務が発生すると見込んでいる。なお、幼稚園 型の補助制度の事務は保育課で行う事務である。 保育料の額はどのように決めるのか。 上限額の範囲内で幼稚園が決める。 支給認定の期限の管理はどのようにおこなうのか。 現在おこなっている保育所に入所している児童と同様にシステム管理を想定している。</p> <p>〔事務事業調整会議〕 保育事業実施について緩和した制度のようだが、保育の質というところは大丈夫なのか。 実施条件が保育所のものに準じており問題はない。 2歳からの預かり保育をおこなった児童はそのまま幼稚園に入る想定か。 利用者の判断によるものではあるが、そのように想定もできる。 幼稚園の場合、食事の外部搬入や給食等それぞれの運営形態があるが対応は大丈夫か。 幼稚園ごとの運営形態があることは承知しており、この2歳児の預かり事業については実施条件として給食でなくてもよいという事なので問題はない。</p>									

事案の具体的な内容

1 事案の概要

就学前児童数は減少しているものの、女性の就労増加などを要因に本市の保育所申込者数は年々増加しており、更なる保育所申込者に対応するためには、現状の施策のみでは保育需要増加への対応が困難な状況である。

そのため、幼稚園における2歳児の一時預かりや、3～5歳児の一時預かり事業に対する補助制度の拡大など幼稚園における一時預かり事業を推進し、待機児童や保留児童の解消に向けた更なる取組を実施する。

2 事案の内容

(1) 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の一時預かり事業を推進するもの

対象児童

保護者の労働又は疾病等に係る事由のため家庭での保育が困難であるものとして市の支給認定において3号認定を受けた市内在住の2歳の児童

対象事業者

保育環境を整えた市内に設置された幼稚園(認定こども園は対象外)

(2) 一時預かり事業(3～5歳児)に対する補助制度の拡充をするもの

対象事業者

一時預かり事業(3～5歳児)を実施し、小規模保育事業者と連携施設となっている幼稚園

3 事業スケジュール

(1) について

平成30年11月 運営法人への説明・調整

平成31年 1月 保護者への本事業周知

平成31年 3月 保護者の利用申込み

(2) について

平成30年11月 運営法人への説明

平成31年 4月 補助金交付要綱の改正

4 事業経費・財源

(1) について

総事業費 18,288千円

特定財源 12,192千円(子ども・子育て支援交付金 国・県 各1/3)

一般財源 6,096千円

(2) について

総事業費 4,150千円

特定財源 2,766千円(子ども・子育て支援交付金 国・県 各1/3)

一般財源 1,384千円

5 事業実施による効果

既存の幼稚園施設を利用することで、一から施設整備を行うことなく保育の受け皿を確保することが可能となり、待機児童や保留児童の減少につながるとともに、幼稚園の定員充足率の向上に資する。

こども・若者未来局経営会議 議事録

開催日 平成30年10月1日(月)

出席者 梅沢副市長 こども・若者未来局長 こども・若者未来局次長
こども・若者政策課長 保育課長 緑子育て支援センター所長
中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長

1 幼稚園における一時預かり事業の推進について

(説明者：こども・若者未来局次長)

(1) 主な意見等

保育所等の待機児童対策として、効果が見込めるものなのか。

平成30年4月の待機児童83名のうち、53名が1歳児であったが、幼稚園での2歳児の受入れを促進することにより、保育所等で他の年齢の受入枠を拡大することも見込んでいる。また現在、各保育所等に対して、1歳児の受入枠の拡大を要請しているところである。本制度は、待機児童の発生している中央区で1園、南区で2園実施予定であり、待機児童対策には有効と考える。

受入想定人数の根拠は。

市内の幼稚園に意向調査を行った結果、2歳児の受入について3園から意向があり、各保育所等の2歳児の定員が10名程度であるため、30名とした。

一時預かり事業の3～5歳児の補助制度拡充は、どのような効果があるのか。

小規模保育事業を卒園した2歳児が、その後の受入先がなく、待機児童となってしまうケースがあるため、幼稚園や認定こども園を3歳児以降の受入先となる連携園として確保することにより、待機児童の減少につながると考える。

幼稚園や認定こども園との連携を図りながら進めてもらいたい。また、窓口で対応する職員が、市民に対して的確に制度の案内ができるよう徹底してもらいたい。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上